

職員の給与改定等について

令和4年12月14日

総務部

I 盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 提案理由

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定等をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

ア 給料表の改定（令和4年4月1日適用）

区分	行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)
改定率	0.18%	0.12%	0.25%

イ 通勤手当の改定

交通用具利用者に対する支給月額を37,600円（現行35,500円）に改める。

ウ 勤勉手当の改定（令和4年度の支給割合改定に係る部分は令和4年12月1日適用）

勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。

(ア) 再任用職員以外

区分	現行	改定（4年度）	改定（5年度以降）
6月期	0.925	0.925	0.975
12月期	0.925	1.025	0.975
合計	1.85	1.95	1.95

(イ) 再任用職員

区分	現行	改定（4年度）	改定（5年度以降）
6月期	0.45	0.45	0.475
12月期	0.45	0.50	0.475
合計	0.90	0.95	0.95

(2) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正

ア 給料表の改定（特定任期付職員） 改定率0.05%（令和4年4月1日適用）

イ 期末手当の改定（特定任期付職員）（令和4年度の支給割合改定に係る部分は令和4年12月1日適用）

期末手当の支給割合を次のとおり改める。

区分	現行	改定（4年度）	改定（5年度以降）
6月期	1.625	1.625	1.65
12月期	1.625	1.675	1.65
合計	3.25	3.30	3.30

(3) 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。

区分	現行	改定（5年度以降）
6月期	1.225	1.275
12月期	1.225	1.275
合計	2.45	2.55

3 施行期日

- (1) 2-(1) ア・ウ（令和4年度の支給割合改定に係る部分に限る。）、2-(2) ア・イ（令和4年度の支給割合改定に係る部分に限る。） 公布の日
- (2) 2-(1) イ 令和5年1月1日
- (3) 2-(1) ウ（令和5年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。）、2-(2) イ（令和5年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。）、2-(3) 令和5年4月1日

II 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案理由

国及び県の状況等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部改正期末手当の支給割合を次のとおり改める。（令和4年度の支給割合改定に係る部分は令和4年12月1日適用）

区 分	現 行	改定（4年度）	改定（5年度以降）
6月期	1.625	1.625	1.65
12月期	1.625	1.675	1.65
合 計	3.25	3.30	3.30

3 施行期日

- (1) 令和4年度の支給割合改定に係る部分 公布の日
- (2) 令和5年度以降の支給割合改定に係る部分 令和5年4月1日

III 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案理由

国及び県の状況等を勘案し、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部改正期末手当の支給割合を次のとおり改める。（令和4年度の支給割合改定に係る部分は令和4年12月1日適用）

区 分	現 行	改定（4年度）	改定（5年度以降）
6月期	1.625	1.625	1.65
12月期	1.625	1.675	1.65
合 計	3.25	3.30	3.30

3 施行期日

- (1) 令和4年度の支給割合改定に係る部分 公布の日
- (2) 令和5年度以降の支給割合改定に係る部分 令和5年4月1日